

東北農政局土地改良技術事務所と一般社団法人農業土木事業協会との連携及び協力に関する協定書

東北農政局土地改良技術事務所(以下「甲」という。)と一般社団法人農業土木事業協会(以下「乙」という。)とは、東北農政局管内における農業農村整備に関する技術の向上及び普及を目指すため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、東北農政局管内における農業農村整備に関する技術の向上及び普及を実現することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力(以下「連携等」という。)を行う。

- (1)新しい技術、工法、材料等の情報提供・普及に関する事項
- (2)甲が開催する研修における講師に関する事項
- (3)その他、両者が協議し、必要と認める事項

2 前項の連携等を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携等の検討及び実施により得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も存続するものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、いずれからも本協定に関し特段の意思表示がないときは、更に1年間更新し、以後も同様とする。

(変更及び解除)

第5条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年 6 月 26 日

甲：宮城県仙台市宮城野区幸町 3-14-1
東北農政局土地改良技術事務所
所長 中村出



乙：東京都港区新橋 5-34-4
一般社団法人農業土木事業協会
会長 平松和昭

